

保存樹木維持管理費補助金及び賠償責任保険について

1 現 状

平成20年度から保存樹木制度が創設されたが、開始から10数年経過したことにより保存樹木の成長や枯損が進み、倒伏の危険がある樹木も見られる状況である。

2 課 題

保存樹木制度を創設した目的は、保存樹木を健全な状態に保ち、市民共通の財産である保存樹木を永く保存することを目的としているが、樹勢診断以外に具体的に樹勢を回復させるための助成を行うことが出来ていないのが現状である。

3 助成内容

令和4年度当初予算要求に併せ、以下のとおり予算要求を行った。

【保存樹木維持管理費補助金】 予算要求額 150,000円

以下の項目に該当する補助対象経費の額に、補助率1/2を乗じて得た額、または15万円のいずれか少ない方の額を助成

- ・剪定に要する経費
- ・損傷した部分に対する処置に要する経費
- ・施肥に要する経費
- ・病虫害の駆除及び予防に要する経費
- ・育成の妨げとなるものの除去に要する経費
- ・補助対象事業に要する経費で市長が必要と認める額

【賠償責任保険】 予算要求額 19,000円

落下枝によって市民がケガを負った場合に、以下の限度額の範囲内で補償を行う。

		保険金額（支払限度額）	免責金額（自己負担額）
身体	1名	20,000万円	0円
	1事故	20,000万円	
財物	1事故	5,000万円	0円

4 対象樹木

保存樹木計34本のうち、公的機関所有の樹木を除いた計19本。

5 他都市の事例

対象経費助成

- 秋田市 助成金額 対象事業費の1/2以内の金額で、上限30万円
- 山形市 助成金額 対象事業費の1/2以内の金額で、上限5万円
- 高知市 助成金額 対象事業費の3/4以内の金額で、上限60万円

賠償責任保険

- 水戸市 身体 1名、1事故 20,000万円 財物 1事故 5,000万円 免責なし